

## ○ 点検・評価の概要

### 1 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され（平成 20 年 4 月施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することとされました。

この法律改正に伴い、十和田市教育委員会では、市民への説明責任を果たし効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果を報告書としてまとめたものです。

### 2 点検・評価の方法

#### (1) 点検・評価の対象

十和田市教育施策の基本方針に基づいて実施する各分野区分を構成する主な事業を対象とし、平成 30 年度は、平成 29 年度に実施した事業について点検・評価を行いました。

#### (2) 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、評価委員会議を開催し、教育に関し学識経験を有する者（評価委員 2 名）から意見をいただき、点検・評価の実施と報告書の作成を行いました。

#### (3) 総合評価

事務事業を 4 つの観点（必要性、有効性、効率性、公平性）から検証して、それぞれ A B C で評価し、A（現状維持）＝ 5 点、B（多少の見直し・改善が必要）＝ 3 点、C（見直し・改善が必要）＝ 1 点として評価しその合計で総合評価を付した。

総合評価      A = 15 点以上      B = 14 点～8 点      C = 7 点以下

#### (4) 今後の方向

事務事業の次年度以降の方向性として、継続、改善、休止、廃止から選択した。

### 3 次年度以降について

点検・評価の実施方法については、今後、改善していくこととしています。

○ 平成 29 年度十和田市教育施策の基本方針

十和田市教育委員会は、「希望と活力あふれるまち」の実現に向け、郷土に対する誇りと深い愛情をもち、社会の変化を柔軟に受けとめながら、たくましく未来を切り拓いていく人づくりを目指して、

夢・希望・志の実現に向け、生きる力を育む学校教育

学びの循環のある地域を創る社会教育

健康で明るく豊かな生活を送ることができるスポーツ

心を豊かにする文化の創造と文化遺産の保存・継承・活用

に、家庭や地域社会との連携を図りながら取り組みます。

平成 29 年 1 月 18 日決定